

議案第42号

鳥取中部ふるさと広域連合規約を変更する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、次のとおり鳥取中部ふるさと広域連合規約の一部を変更する協議をすることについて、同法第291条の11の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年3月11日

三朝町長 吉田 秀光

平成17年3月25日 原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

鳥取中部ふるさと広域連合規約の一部を改正する規約

鳥取中部ふるさと広域連合規約（平成10年鳥取県指令市振3第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第7号を削り、同条第10号中「設置及び管理並びに」を「運営及び」に改め、第8号を第7号とし、第9号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条第7号を削り、同条第10号中「設置及び管理並びに」を「運営及び」に改め、第8号を第7号とし、第9号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

第7条中「17人」を「15人」に改める。

第8条第2項第1号中「9人」を「7人」に、同項第2号中「3人」を「2人」に、同項第6号中「2人」を「3人」に改める。

第15条を削り、第16条を第15条とし、第17条から第20条までを1条ずつ繰り上げる。

「倉吉市 49%

町 51%

(各町の負担は、前年度におけるごみ処理費、別表管理費の項中し尿処理費、火葬場費、交通災害済事業費を(特別会計)、固定資産評価審査費、滞納整理費、休日急患診療所及び病院群輪番制病院の運営費並びに介護認定審査費の負担金総額による負担割合とする。)

「人口割 20%

(最近の国勢調査人口による負担割合)

実績割 80%

に改め、

(前年度の全事務の負担金総額による負担割合)

「次により積算された金額による負担割合

倉吉市

(消防費に係る基準財政需要額の80%)

同表消防費の項中

町

を

(消防費に係る基準財政需要額から非常備消防の場合の基準財政需要額に相当する額を控除した額)

「人口割 60%

(最近の国勢調査人口による負担割合)

に改め、

基準財政需要額割 40%

(前年度の消防費に係る基準財政需要額による負担割合)」

同表教育費の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の消防費に係る市町の支弁については、当該別表の改正規定の施行日から平成19年度までの3年間に渡り調整し、その負担方法は、改正前の負担割合に基づき積算した額と改正後の負担割合に基づき積算した額との比較額に対し、減額の市町はその比較額の3分の2を増額し、増額の町は3分の2を減じた額をその年度の負担金額とする。